

## カントにおける「可想的性格」の概念と法の規範性（下）

桐 原 隆 弘

### 目 次

- はじめに
1. 法の性質をめぐるケアスティングの所説
  2. 『純粹理性批判』における「性格」の概念
  3. 可想的性格と規範性（以上、前号）
  4. 『人倫の形而上学』における法の規範性（以下、今号）
    - 4-1. 法的関係の普遍妥当性と共同性
    - 4-2. 法的関係の無時間性と市民社会秩序の現状維持的性質
- まとめ

### 4. 『人倫の形而上学』における法の規範性

前節では、フランクフルト大学を拠点とする現在の「規範秩序 (normative Ordnung)」研究プロジェクト構想を参照し、「規範性」の概念を既存秩序の正当化および批判の立脚点として解釈した。「規範性」は空間的・時間的制約条件をともなう「事実性」の対概念である。第2節で検討したように、規範性と事実性の関連に関しては、カントがすでに理論哲学の文脈において「可想的性格」と「経験的性格」の関連として詳述していた。現象の説明根拠として自然法則に従う経験的性格に対し、可想的性格は、時間条件における自然必然性そのものの根底にあってこれを規定する能力として想定されている。これは現象そのものの可能性根拠と考えられており、そのかぎりにおいて、可想的性格は経験的性格を自身の「現象 (Erscheinung)」、「感性的表徴 (sinnliches Zeichen)」および「感性的図式 (sinnliches Schema)」とする。規範秩序研究プロジェクトはこの関連に触れることはないものの、既存秩序をめぐる公共的言論空間としての「正当化の空間 (Raum der Rechtfertigungen)」を「仮想的空間 (intelligibler Raum)」としてとらえる点において、間接的にカント哲学との関連性を示唆してい

る。

本節ではふたたびカントに立ち戻り、今度は彼の晩年の作品『人倫の形而上学』（1797年）のうち、前半部の「法論の形而上学的基礎」（以下『法論』と略記）の特に私法 (Privatrecht) 論に即して、法の規範性を解明したい。その際特に、理論哲学において解明された可想的性格と経験的性格との関連性が、法論における中心概念の一つである「占有 (Besitz)」の概念においていかに適用されているかという点に留意する。そのうえで、1) カントにおける「法の規範性」を「普遍妥当性」および「共同性」に見だし、かつ2) カントの想定する市民社会秩序（公民的・法的状態）が「現状維持」的性質を強くもつことを指摘する。

#### 4-1. 法的関係の普遍妥当性と共同性

##### 感性的・物理的占有と可想的・法的占有

『法論』の§1においてカントは「占有」を以下のように定義している。

「法的に私のもの」は、他人が私の同意なくして使用することが私を侵害することになるという仕方で、私が結びつけられているものである。使用の可能性の条件は占有 (Besitz) である。

それに続いて次のように、この占有概念が「感性的・物理的（経験的）占有」と「可想的・法的占有」に区分される。ここにおいてすでに、『純粹理性批判』における「性格」（経験的性格および可想的性格）の理論構成が少なくとも形式上、適用されていることが分かる。

外的なものが私のものとなるのは、他人がある物件を使用することが、私がそれを占有していない場合にも、私を侵害することになる可能性がある、私が想定する場合においてのみである。——それゆえ、外的なものを自分のものとしてもつということは、占有の概念がそれぞれ異なる意味、すなわち感性的 (sinnlich) 占有と

可想的 (intelligibel) 占有という意味をもち、前者が同一の対象の物理的 (physisch) 占有、後者が単に法的な (bloß rechtlich) 占有と理解されるのでないならば、自己矛盾となる。

カントは占有の対象を「外的対象」に限定する。「法論への導入」の末尾に付された「法論の区分」においては、「生得的な『私のものとあなたのもの』は、内的な『私のものとあなたのもの』 *meum vel tuum internum* と称することができる」とした上で、「というのは、外的なものは常に獲得されなければならないからだ」と補足し、内的・生得的権利と外的・獲得的権利の区分を明確にしている。それに続いてカントは「生得的権利はただ一つである」という表題の下で、次のように、内的・生得的権利を「自由」および「平等」としている。

自由（他人の強制的な選択意志からの独立性）は、それが他の各人の自由と普遍的な法則に従って両立しうるかぎりにおいて、この唯一の、根源的な、各人にその人間性ゆえに帰属する権利である。——生得的平等、すなわち相互に拘束することのできない他人に対しては拘束されないという意味での独立性、自分自身の主 *sui iuris* となるという人間の性質、あらゆる法的行為に先立っては誰にも不正を行っていないという意味での品行方正な人間の性質、そして他人に対し、他人が受け入れる限りで、それ自身他人のものを減じることのないことを行う権限。それは他人に対し、自分の考えを伝え、何かが真理かつ正直、または虚偽かつ不正直であると、説明したり約束したりすることである。なぜならそれを信じるか否かは [受け手である] 他人自身に委ねられているからだ。

内的・生得的権利としての「自由」および「平等」に（おそらくは基礎をもちつつそこから派生するものとして）対をなす外的・獲得的権利の対象が、占有の対象となる。それはもっぱら「外的対象」であるが、対象が権利主体としての私の「外に」あるという事態を、カントは次のように理論的に説明する（§ 1）。

ある対象が「私の外 (außer mir)」にあるという表現は、私（主体）とは「区別される (unterschieden)」対象であるか、それとも空間または時間において「他の場所において (in einer anderen Stelle)」見いだされる対象でもあるかのいずれかである。前者の意味で理解される場合においてのみ、占有は理性占有 (Vernunft-

besitz) であると考えられることができる。後者の意味においては、経験的占有 (empirischer Besitz) と呼ばなければならない。——可想的占有は（そのようなものが可能であるとすれば）所持なき占有 (Besitz ohne Inhabung) である。<sup>1)</sup>

### 「物自体」としての占有対象

「外的な私のものとあなたのもの」の概念定義」と題された § 5 は、『純粹理性批判』でも触れられている「名目説明」と「事象説明」（または「実在定義」、「実在説明」）の違い<sup>2)</sup>を引き合いに出しながら、両観点からの占有対象、すなわち「外的な私のもの」の定義を試みている。ここでは次のように、分析判断に基づく名目説明に対し、概念の対象の可能性を根拠づける、総合判断としての事象説明により「可想的占有」が定義される。

名目説明 (Namenerklärung) は、客体を他のすべてのものから「区別する」ためには十分であり、概念の完全かつ規定された解明から出発するが、この名目説明によれば、外的な私のものとは、私が任意に使用するのを妨げることが侵害 (Läsion) (不正 Unrecht) であるようなもののことである。——これに対し、同概念の事象説明 (Sacherklärung) は、この概念を「演繹する」（対象の可能性を認識する）ためにも十分であるが、この事象説明によれば、外的な私のものとは、「私が占有状態においていないにもかかわらず」（対象の所持者ではないにもかかわらず）私の使用を妨げることが侵害であるようなもののことである。——対象が「私のもの」と呼ばれるべきであるとすれば、私は外的対象を何らかの占有状態のもとにおいていなければならない。というのは、そうでなければこの対象を私の意志に反して侵す (afficieren) 者が、同時に私 [自身] を侵害することにはならないであろうからだ。したがって [...] 外的な私のものとあなたのも存在すべきであるとすれば、可想的・観知的占有 *possessio noumenon* が可能であると前提されなければならない。

続いてカントは次のように、経験的占有を「現象における占有」と規定した上で、可想的占有の対象は「物自体」とする。この箇所は現象の合法的認識の理論を志向する理論哲学と、理性による意志規定の理論を志向する実践哲学の違い、ならびに後者のうち、純粹実践理性による道徳的自己立法と、他者による選択意志の規定と強制的手段の使用

とを道徳的観点から容認する法理的立法の違いを検討する上で重要である。

この場合、経験的占有（所持 Inhabung）は現象における占有 *possessio phaenomenon* であるにすぎない。とはいえ、私が占有している対象は、ここでは超越論的分析論とは異なり、それ自身は現象であるのではなく、物それ自体であると考えられる。というのは、超越論的分析論においては、物の自然本性の、可能な限りでの理論的認識が理性の課題であったのに対し、ここでは「人倫の形而上学においては」自由の法則による選択意志の実践の規定が理性の課題であるからである。ここで対象は感官を通じて、あるいはまた単に純粹悟性を通じて認識することができるかもしれないが、法・権利（Recht）は自由の法則のもとでの選択意志の実践的な理性概念である。／まさにそれゆえに、あれこれの対象に対する権利を占有していると言うのは正当ではなく、対象を法的に占有していると言うべきである。というのは、権利とはすでにある対象を知性的に占有すること（*ein intellektueller Besitz eines Gegenstandes*）であり、占有を占有するとは無意味な表現であろうからだ。

### 総合命題としての可想的占有の「演繹」

先に見たように、カントは「外的なもの」を「[空間において] 他の場所にあるもの」ではなく、「[権利主体としての] 私と区別されるもの」として規定する。これは可想的・法的占有の対象（「物自体」）を明確に規定するためである。「外的対象の単に法的な占有（可想的・叡知的占有 *possessio noumenon*）という概念の演繹」と題された § 6 は、次のように、経験的占有を内的・生得的権利から導かれる分析命題とした上で、可想的占有を空間・時間の条件を捨象して成り立つ、従って「アプリオリ」な、しかも内的・生得的権利から分析的ではなく、それと「外的なもの」（一般）というある種の純粹直観との「総合」によって成り立つ「総合命題」としている。

いかにして「外的な私のものとあなたのもの」は可能か、という問いは、いかにして「単なる法的（可想的）占有」は可能か、という問いに解消〔還元〕される。さらにこの第二の問いは、いかにしてアプリオリな法的総合命題は可能か、という第三の問いに解消〔還元〕される。／あらゆる法命題はアプリオリな命題である。なぜならそれらは理性法則であるからである。経験的占有に

関するアプリオリな法命題は分析命題である。なぜならそれは、経験的占有の概念から矛盾律に従って帰結するもの以上のことを述べていないからである。すなわち、私がある物件の所持者である（つまり物件と物理的・身体的 *physisch* に結びついている）ならば、この物件を私の同意なしに侵す者（例えば私の手からリングを奪う者）は、内的な私のもの（私の自由）を侵し、これを減少させているのであり、したがって彼〔私の手にもつ物件を私の同意なしに奪う者〕の格率は法の公準（Axiom）とは真に向から矛盾している、ということである。法に適った経験的占有に関する命題は、人格自身の権利を超え出るものではない〔外的対象への権利に言及するものではない〕。／これに対し、空間および時間における経験的占有のあらゆる条件を除いた後の、「私の外の」物件の占有に関する命題は（すなわち可想的・叡知的占有 *possessio noumenon* の可能性の前提は）、あの〔空間的・時間的〕制約条件を超え出る。そして、同命題は占有を、所持なくしてかつ必然的に外的な私のものとあなたのものの概念として確定するため、「総合命題」であり、理性の課題としては、いかにしてそのような、経験的占有の概念を超えて拡張していくアプリオリな命題というものが可能となるのかを示すのが有効である。<sup>3)</sup>（傍線による強調は桐原、以下同様）

このように可想的占有は「アプリオリな総合命題」であるが、この命題は同時に「実践的原則」でもある。「理論的原則」とは異なり、この実践的原則は（意志の自律の原則一般と同様に）理論的証明の不可能な「理性の事実」として、感性的諸条件を度外視して直接に命じられる。これをカントは次のように「法的公理（*das rechtliche Postulat*）」と呼ぶ。

アプリオリな理論的原則においては、（純粹理性批判の帰結として）所与の概念の基礎にアプリオリな直観がおかれなければならない。すなわち、対象の占有の概念には何らかの〔直観に当たる〕ものが付加されなければならない。ところがこの実践的原則においては逆の手順がとられ、経験的占有を根拠づけるあらゆる直観の条件は破棄（捨象）しなければならない。それは、占有の概念を経験的概念を超えて拡張し、選択意志のいかなる外的対象も、私の勢力のもとにあり（そのかぎりにおいて）、その対象を私が〔経験的〕占有状態においていなくても、法的な私のものに数え入れられると言うことができるようにするためである。／そのような占有の可能

性、すなわち非・経験的な占有という概念の演繹は、実践理性の以下のような法的公理に基づいている。すなわち、「外的なもの（使用可能なもの）が誰かにとって自分のもの（das Seine von irgend jemanden）となりうるように、他の人に対して振る舞うことは法義務である」という公理である。この公理は同時に、「自分のもの」という概念の解明（Exposition）と結びついており、この解明は外的な自分のものを非・物理的占有に基づかせる。だが非・物理的占有の可能性は、それ自身としては証明することも洞察することもできない（それはまさしく、非・物理的占有が理性概念であって、それに対応するいかなる直観も与えることはできないからだ）。むしろこの可能性は、上述の公理の直接的帰結である。というのは、その法的原則に従って振る舞うことが必然的〔必要〕であるとすれば、（単なる法的占有の）可想的条件もまた可能でなければならないからだ。——外的な私のものとあなたのものの理論的原理が可想的なものにおいて失われ、なんら拡張された認識をも表象しないとしても、そのことで誰も奇異に思うことはないであろう。なぜなら、外的な私のものとあなたのものの原理が立脚する自由の概念は、その可能性の理論的演繹は不可能であり、理性の実践的法則（定言命法）を理性の事実（Factum）としてそこから推論される・導き出される（geschlossen werden）からである。

外的なものの所有権の確立を義務とする法的公理は自由に基づく。ところでこの自由の理論的演繹は（すでに『純粋理性批判』および『実践理性批判』でも述べられている通り）不可能であり、「理性の事実」として直接に命じられるにとどまる。一方、まさにこの法的公理から非・経験的な（可想的・法的）占有は「演繹」されるのだという。とすればこの場合の「演繹」は「理論的演繹」ではなく「実践的演繹」であると言わざるを得ない。

この点に関し、ルドルフ・アイスラー（Rudolf Eisler）が Kant Lexikon（1930年）において『実践理性批判』に即して簡潔にまとめている「実践的原理の演繹（Deduktion der praktischen Grundsätze）」の項を今の引用箇所と併せて参照すると、以下のように言えるであろう。すなわち、理論的演繹は感性的直観または自然を基盤としなければならないが、「実践的原理」の演繹は自由を基盤とする。自由はそれ自身を理論的に根拠づけることが不可能であるが、これは同時に理性の立法を根拠づけ

るとされる。「道徳的法則」それ自体が「アプリアリに意識され、必当的に確実である純粋理性の事実」として端的に自由の客観的・実践的実在性を証明していると考えられており、したがってアイスラーによれば、道徳的法則そのものが自由および「超感性的自然」の「演繹」として妥当するということになる（Das Gesetz dient selbst zum Prinzip der Deduktion des "unerforschlichen Vermögens" der Freiheit und damit der Möglichkeit einer übersinnlichen Natur）。理論的演繹は、感性的直観を基盤とする対象の実在性およびそのアプリアリな認識原理とともに証明しなければならない。一方、実践的演繹においては感性的実在性はさしあたり欠けており、また不要でもあって、これは「自由」を基盤とするほかはない（あるいはそれを基盤とすれば十分である）。そもそも、『実践理性批判』は、感性、悟性、理性、ではなく、理性、悟性、感性の順に考察を進めていた。したがって、実践的演繹とは、感性を出発点とせず「理性の事実」を出発点とし、感性的直観の対象を機縁にして単なる「表徴（Zeichen）」とする（後述）、理論的演繹とは別種の「実践的」実在性の証明手続きなのである。

そこでこの別種の「演繹」を可想的・法的占有の概念に当てはめると、自由から法的公理が導かれ、そしてこの法的公理はさしあたり特定の時・所を捨象した「外的なもの」一般を対象としている。しかしこれは単なる観念であってはならず、土地家屋を初めとする感性的対象がその範疇に入ることとなるが、その場合、感性的直観の対象たる有体物への関与（労働）がそれ自体として十分に同時に可想的・法的占有を根拠づけるのではなく、有体物の「先占」を機縁として、かつ（知性的・可想的な）共同の意志を介在させるという仕方、可想的・法的占有が単なる観念にとどまることなく、有体物そのものの占有の正当性根拠となるのである。

#### 「間接的」関係としての可想的占有

可想的・法的占有の直接の対象は「（勢力のもとにおく<sup>4）</sup> ことのできる）外的なもの」一般である。しかしそれは同時に、間接的には空間・時間の制約の中にある、「現象」としての感性的・物理的占有の対象（すなわち物件）でもある。「外的な私のものとあなたのものの原理の、経験対象への適用」と



題された § 7 は、次のように、可想的占有を占有主体の物件との、他者との法的関係を介した「間接的」関係として規定している点において重要である。

単なる法的占有の概念は、(空間および時間の条件に依存した) 経験的概念ではないが、それにもかかわらず実践的実在性 (praktische Realität) をもつ。すなわち同概念は経験対象 (その認識は空間および時間の条件に依存している) に適用しうるものでなければならない。——可能な経験はこの場合、外的に可能な私のものとあなたのものであるが、この可能な経験に関する法概念の手続きは以下になる。すなわち、理性にのみ存する法概念は、直接的に経験の客体へ、そして経験的占有の概念へ、適用されうるのではない。そうではなく、まずは占有一般の純粹悟性概念に適用されなければならない。そうして、占有の経験的表象としての所持 (Inhabung, detentio) に代えて、空間および時間の条件を捨象したもつこと (Haben) の概念が、そしてただ私の勢力のもとにある対象 (der Gegenstand als in meiner Gewalt, in potestate mea positum esse) だけが考えられる。[...] さてそこで、実践理性は法の法則を通じて、私が、私のものとあなたのもを対象に適用する際、感性的条件に従ってではなく、それを捨象して考え (なぜなら選択意志を自由の法則に従って規定することがここで問題となっているのだから)、さらに私のものとあなたのもを占有をも考えるということを望む。そしてそれは、理性概念が法概念のもとに包摂されるということによって可能となる。したがって私は、私が現にいるのとは異なる場所にある耕地であっても、その耕地を占有していると言うであろう。というのはここでは、私がある対象を私の勢力のもとにおいているかぎりにおいて (空間規定から独立した占有の悟性概念)、対象への知性的関係 (ein intellektuelles Verhältnis zum Gegenstande) が問題となっているのであり、この対象が私のものであるのは、私が任意にこの対象を用いるよう規定する意志が、外的自由の法則に矛盾しないからである。私の意志のこの対象の現象における占有 (所持) を捨象すれば、実践理性は占有を悟性概念に従って、すなわち経験的概念に従うのではなく、アプリオリに占有の条件を含みうる概念に従って想定しようとする。まさにこの点において、占有のそのような普遍妥当の立法の概念 (可想的・叡知的占有 possessio noumenon の概念) の妥当性の根拠が存している。とい

うのは、「この外的対象は私のものである」という表現にはそのような普遍的立法が含まれているからである。なぜなら、そのことによってすべての他人は、そうでなければもつことのない拘束性を課せられ、当該対象の使用を差し控えることになるからである。／したがって、私の外にあるものを私のものとしてもつ様態は、[占有の] 主体の意志がこの対象と、空間および時間における対象への関係からは独立して、可想的占有の概念に従って、単に法的に結びついているということである。——地上のある場所が外的な私のものであるのは、私がある場所を身体によって占領 (einnehmen) しているからではない (というのはこのことは私の外的自由、つまり私自身を占有することに該当するにすぎず、したがって [外的対象の占有に関する外的権利ではなく、] 内的権利にすぎないからだ)。そうではなく、私がある場所から離れ、他の場所にいるにもかかわらず、私がある対象を占有している [とすることができる] 場合のみが、私の外的権利に該当することになる。<sup>5)</sup>

#### 「共同性」を前提とする可想的占有

「外的取得の普遍的原理」と題された § 10 においては、「外的取得の原理」一般および、法的占有を実践理性に基づく法的公理から導出する際に鍵を握ることになる「根源的取得 (ursprüngliche Erwerbung)」の諸要素が次のように説明されている。

外的取得の原理は以下になる。私が (外的自由の法則に従って) 私の勢力のもとにおくもの、私の選択意志の客体として、(実践理性の公理に従って) 私が使用する能力をもつもの、そして最後に、私が (可能な統合された意志の理念に従って) 私のものであることを望むもの、これらは私のものである。／根源的取得の要素は以下になる。1) 誰にも属していない対象の占有行為 (Apprehension) (そうでなければ占有行為は普遍的法則に従う自由に矛盾するであろう)。この占有行為は、選択意志の対象を空間および時間において占有することである。したがって、私が行う占有は、可感的 (sensibel) 占有 (現象における占有 possessio phaenomenon) である。2) この対象の占有、およびあらゆる他人を占有から排除する選択意志の行為の明示 (Bezeichnung, declaratio)。3) 普遍的に立法する外的な意志の (理念における) 行為としての領得 (Zueignung, appropriatio)。——取得の要素のうち最後の

ものの妥当性に基づいて、外的対象が私のものであるという結論が成り立つが、この妥当性、すなわち、占有が単に法的な占有として、妥当であるということ（可想的・観知的占有 *possessio noumenon*）は、次のことに基づいている。つまり、これらすべての行為は法的であるため、すなわち実践理性に由来しており、それゆえ何が正当であるか、という問いにおいては占有の経験的条件を捨象することが可能であるため、外的対象が私のものであるという結論は、可感的（*sensibel*）占有から可想的（*intelligibel*）占有へと正しく導出されている、ということである。／選択意志の外的対象の根源的取得は、先占（*Bemächtigung, occupatio*）と呼ばれ、有体物（*Substanzen*）においてのみ生じる。そのような取得が生じたならば、それは経験的占有の条件として、物件を先占しようとする他の各人に対する時間的な優先性を必要とする。先占は根源的には一方的な選択意志の帰結でしかなく、もし先占のために相互的な選択意志が必要とされるのであれば、それは二つの（またはそれ以上の）人格の契約によって、したがって他人のものから派生してくるものとなろう。——選択意志のそのような行為が各人にとっての自分のものを根拠づけるであろうかということは、容易には見通すことはできない。——その一方で、最初の取得はそれだけでは根源的取得ではない。というのは、すべての人の意志を普遍的な立法へと統合することによる公法的状態の取得は、それを前にしていかなる取得も先行することは許されず、それにもかかわらずこの取得は各人の特殊な意志から派生してきており、全面的であるからである。なぜなら根源的取得は一方的な意志から生じうるものであるからだ。

ここでの論点は二つある。第一に、他の人に先んじて行われる対象の「先占」が、根源的取得の構成要素をなすこと、そして第二に、この「根源的（*ursprünglich*）」取得が、契約から生じる「派生的（*abgeleitet*）」取得とは異なり、主体の一方的意志による先占に由来しながらも、その先占は共同の「全面的意志」を念頭においていると想定されていることである。これらの論点はカントの所有権論の要である。可想的占有は一方において、個別状況において「先占」を含む可感的占有を捨象し、立法の理念にふさわしい「普遍妥当性」を備えているが、それだけではなく、他方において他者の存在を前提とした「共同性」をも含んでいる。この論点はそのまま、カント的法概念の「規範性」の内容でもあろ

う。つまり、カントの意味での「規範性」は、「普遍妥当性」と「共同性」とを含む。この論点は、ヘーゲルまたはショーペンハウアーが「人格の自由」の実現としてであれ、「（盲目的）意志」の発現としてであれ、所有権をもつばら主体の一方的意志に基づくものとして捉えているのとは顕著な対照をなしている。<sup>6)</sup>

### 「権原」の問題と「暫定的取得」

§ 15は「公民的体制（*bürgerliche Verfassung*）」においてのみ、何ものかは確定的に取得されうるものであり、これに対し自然状態においても取得は可能ではあるが、暫定的に可能であるにすぎない」と、節の内容を要約した文が表題とされている。そこでは次のように、取得の「権原（*Titel*）」を経験的観点および理性的観点から解明し、それぞれ、「経験的権原」を個別的・一方的な意志に基づく取得の根拠、そして「理性権原」を統合された意志に基づく取得の根拠とした上で、前者を自然状態に、後者を公民的状态に関連づけている。

取得の経験的権原（*der empirische Titel*）は、土地の根源的共有体（*ursprüngliche Gemeinschaft des Bodens*）の上に成り立つ物理的占有行為（*physische Besitznehmung*）であった。法の理性概念による占有の根底にあるのは現象における占有のみであるため、この経験的権原には、（空間および時間の経験的条件を捨象した）知性的占有行為（*intellectuelle Besitznehmung*）の権原が対応しているのでなければならない。そして知性的占有行為は、「私が外的自由の法則に従って私の勢力のもとにおき、私のものであることを望むものは、私のもとなる」という命題を根拠づけている。／だが取得の理性権原（*Vernunfttitel*）はすべての人びとのアプリアリに統合された（必然的に統合しつつある）意志という理念にのみ存する。この理念はここでは、不可欠の条件 *conditio sine qua non* として暗黙のうちに前提されている。というのは、一方的な意志によっては、他人に対して、そうでなければもつことのないような拘束性を課せられることはないからだ。——これに対し、立法のために現実に統合された意志の状態は、公民的状态（*ein bürgerlicher Zustand*）である。したがって、公民的状态の理念と一致してのみ、すなわち公民的状态とその効果に関してのみ、しかしながら同状態が現実のものとなるに先立って（というのはそうでなければ取得は

派生したものとなるからだ)、すなわち暫定的 (provisorisch) にのみ、外的なものは根源的に取得することができる。——確定的 (peremptorisch) 取得は公民的状态においてのみ生じる。／それにもかかわらず、暫定的取得は真の取得である。というのは、法的・実践的理性の公理に従えば、人間が隣り合って存在する状態、自然状態における暫定的取得の可能性は、私法の原理であり、この原理に従えば各人は、自然状態を脱して、すべての取得を確定的とする公民的状态へと歩み入ることを〔相互に〕強制する権限をもつからだ。

公民的状态における取得は「確定的」であり、ここにおいて取得は人格間の契約から派生する。自然状態においてのみ取得は「暫定的」であると言われるのは、それが個別的・一方的な意志によってなされるからであるが、それは同時に「真の」取得でもある。その根拠は、明示的ではないにせよいずれ公民的状态を設立することになると予想されている「統合された意志」およびそれによる「根源的共有体」が、この取得を根拠づけているからである。

### 「外的表徴 (äußeres Zeichen)」としての経験的占有の対象

§ 15 補足部分では、外的対象の占有をめぐるいくつかの質問が扱われている。そのうち第二の質問においてカントは、「実体」としての土地の占有に関し、その土地の上での加工 (Bearbeitung) はすべて「偶有性 (Accidenz)」に対して行なわれているにすぎず、その加工は実体の占有を根拠づけないと主張する。その中でカントは、この「偶有性」を「外的表徴」と述べている。

土地を加工すること (開墾、耕作、灌漑、等) は土地の取得のために必要であろうか。答えは否、である。というのは、これらの (区分けのための) 形式は偶有性にすぎないため、直接的な占有の客体をなすものではなく、実体 [土地そのもの] があらかじめ主体のものとして承認されているかぎりにおいてのみ、主体の占有に帰属することになるからだ。加工は、最初の取得という問題に関して言えば、占有行為の外的表徴 (ein äußeres Zeichen der Besitznehmung) でしかなく、労を要しない他の多くの事柄に置き換えてもよい。

第3節で検討したように、『純粹理性批判』の「性格 (Charakter)」論のなかで、カントは経験的性格を可想的性格に対する「感性的表徴

(sinnliches Zeichen)」として特徴づけていた。土地の加工は土地の占有行為のための「外的表徴 (äußeres Zeichen)」であり、土地「そのもの」(すなわち実体) でなくその単なる「偶有性」に対してなされるにすぎないということは、土地 (実体) の占有が「可想的」占有として想定されているということである。このことから、カントは可想的占有を「実体」(物自体) の占有、経験的占有を「偶有性」(現象) の占有であると考えていると推測することができる。土地「そのもの」を人は経験的に占有することはできない。占有の本来の対象は、勢力のもとにおくことのできる外的対象「一般」である。感性的に認識ないし利用可能な土地のもろもろの「偶有性」は、可想的占有の対象としての土地「そのもの」の外的表徴にすぎず、また占有行為に関しても、経験的占有は可想的占有の感性的・外的表徴にすぎないと言えるであろう。

くわえてこの可想的占有は、他の人びととの共同占有および共同の意志を介在させており、個別意志の専断を許さない構造をもつ。同じ節の第六の質問において、次のようにカントが植民地主義支配の妥当性を否定しているのは、それが植民者の個別的・専断的意志によって、しかも単に土地そのものの「偶有性」に加えられた労働に支配の根拠が求められているにすぎないためである。

自然でも偶然でもなく、もっぱら私たち自身の意志によってある民族と隣り合うことになった場合、この民族が私たちと公民的結合を行う見通しがあることを約束しないとすれば、私たちは、この公民的結合を設立し、この人びと (野蛮人) を法的状態に移す (アメリカの野蛮人、ホットントット人、ニューオランダ人等のように) という意図の下、暴力をもって (mit Gewalt) または (よりましであるということにはならないが) 詐欺的な売買によって、植民地を設立して彼らの土地の所有者となり、彼らの最初の占有を考慮に入れることなく、土地を優先的に使用する権限はないものだろうか。殊に (空隙 [無主物] を嫌う) 自然自体がそのことを要求しているように思われるし、それに、もしそうでないとなれば、洗練された生活を営んでいる住民にとって他の地域の広大な土地に、今は実際に立派に人が住んでいるからよいようなものの、人が住んでいないような事態になっていたであろうし、そうであり続けなければならないかもしれない。そうすると、創造の目的が無駄になってし

まうかもしれない、というのである。——このような論証が不正義の覆い（ジェズイット主義）にすぎないことは容易に見破ることができる。それは、良い目的〔とされるもの〕のためにあらゆる手段を是認することである。土地のこのような取得のありかたは無効である。

### 「物件の人格化」

可想的・法的占有とは、人格が共同の意志を介して物件（人格が「勢力のもとにおくことの可能な外的対象」）との間でとりむすぶ関係である。そこから物件をめぐる経験的（空間的・時間的）諸条件を捨象したならば、残るのは人格間関係のみとなる。この人格間関係を介することによって、可想的・法的占有は人格と物件の間の「間接的」関係となるのである。§ 17は「根源的取得の概念の演繹」と題されてはいるものの、この演繹とは、認識カテゴリーの理論的演繹とは異なり、感性的直観の対象としての実在性の証明を念頭におきつつなおかつ経験を捨象した概念構成を意味するのではなく、先に述べた「実践的演繹」、すなわち感性的直観の対象を機縁ないし「表徴」とし、純粋理性を出発点とする「演繹」である。この節において中心的内容をなすのは、次のように、有体物の所有権の確立を要求する法的公理から、人格間関係としての可想的・法的占有が導き出されている点である。

[...] さてそこで、占有における、すなわちなら拘束性をもたない対象に対する人格の関係における、この感性的条件を除外もしくは度外視（抽象）したならば、諸々の人格に対するある人格の関係だけが残る。この関係においては、諸々の人格はすべて、ある人格の意志を通じて、その意志が外的自由の公準に、すなわちアプリアオリに統合されていると考えられる意志による普遍的な立法の能力の公理に即しているかぎりにおいて、物件の使用に関して拘束される。すなわちこれは、対象（私が占有している物件）が感覚の対象としても、法を通じてのみ成り立つ物件の可想的占有である。

ここでの重要な論点は、法的拘束性をもちうるのは人格と人格の関係のみであり、人格と対象（物件）そのものの関係ではない、ということである。これは当然のこのように見えるかもしれないが、労働所有論、あるいは人格（生命・身体）に対する「自己所有」を、例えばジョン・ロックがあいまいな形で想定していたことに鑑みるならば、カントの

この論点の射程はきわめて広いと行うことができる。まず労働所有論は、先述の実体（土地）／偶有性（加工対象）の区別に加えて、次のように「人格の物件化」という枠組みで批判される。

土地の最初の加工、区分け、またはそもそも形態付与は土地の取得の権原を与えない。つまり、偶有性の占有は実体の法的占有の根拠を与えない。そうではなくむしろ逆に、規則に従う私のものとあなたのものが、実体の所有権（Eigentum）から導き出されるのでなければならぬ。そして、あらかじめ自分のものとなっているのではない土地の上に労力を投じる者は、無駄な労働を費やしているのである。このことはそれ自体明らかであるため、あの古い、しかし今なお流布している見解〔労働所有論〕の原因を、物件を人格化する（Sachen zu personificiren）という、密かに支配的となっている虚偽以外に求めることはできない。これは、あたかも誰かが物件を、物件に投下した労働によって拘束して彼以外には奉仕しないようにできるかのように、物件に対して直接に権利をもつことができると考えることである。というのは〔そうでなければ、（すでに言及した）「いかにして物件における権利は可能か」というもっともな問いに関して、いとも簡単に足を滑らせる〔誤った答えを出す〕ことはおそくないだろうからである。というのは、物件におけるあらゆる占有者に対抗する権利というものは、特殊な選択意志が、総合的・普遍的な意志に含まれており、その意志の法則と調和していると見なされるかぎり、客体を使用することができるための（zum Gebrauch）権限を意味するにすぎないからだ。

さらに、人格の「自己所有」という観念もまた、次のように、そもそも所有権の対象は物件だけであるという理由から却下される。

外的対象は、実体の上で誰かにとっての自分のものである場合、その人の所有物（Eigentum, dominium）である。この所有物には、当該物件におけるあらゆる権利が（実体の偶有性のように）内属し、この諸権利を所有者 dominus は任意に処分することができる。しかしこのことから明らかであるように、そうした対象は（それに対して拘束性をもつことができない）有体物でしかありえない。したがって、人間は自権者（eigener Herr, sui iuris）ではあるが、（自分自身を任意に処分することのできる、という意味での）自分自身を所有する者（Eigentümer von sich selbst, sui dominus）ではないし、ましてや他の人間の所有物であるのでもない。なぜ



なら人間は自分自身の人格における人間性に対して責任を負う(er [der Mensch] ist der Menschheit in seiner eigenen Person verantwortlich)からだ。

法的関係は可想的・法的占有としての所有権においてすでに、「自分自身の人格における人間性に対して責任を負う」人格間の平等な相互関係を前提としており、人格と物件との「直接的」関係は、先占の場面、または実際の物件の使用の場面における対象の経験的性質、すなわち「外的表徴」との関係にすぎない。直接的強制手段を必ずしも前提としない、可想的な対人関係こそがカントが念頭においている法的関係なのである。私法論の§ 19は対人権を扱う章であるが、ここでは「可想的」、「知性的」な対人関係としての法的関係が経験的諸条件を捨象して成り立つことが、次のように明記されている。

[...] 約束者(Promittent)のものが約束の受け手(Promissar)に移行するのは、それぞれの特殊な意志によってではなく、両者の統合された意志によって、つまり両者の意志が同時に宣言されるかぎりにおいてである。だがこのことは、時間の中で必然的に継起し(folgen)、決して同時には起こりえない宣言の経験的作用によっては不可能である。というのは、私が約束し、他の人が受諾しようとする際、私はその間(どれだけ短時間であっても)受諾(Acceptation)の前にはまだ自由であるのだから、[約束を]後悔することがありうるし、また受諾者(Acceptant)もまた同様の理由で、約束に続いて返答を行うよう拘束されていると考える必要はないからである。——約束の締結に当たっての外的形式(握手、両当事者が薬をつかみこれを切断すること)、その他約束の言明を確証するための行為は、いかに、どのような仕方でも、順次継起するほかはない[約束と受諾の]言明をある瞬間に「同時に」実在するものとして表象するか、ということに関する契約当事者(Paciscent)の当惑を示すものにはかならない。だがこのことはうまくいかない。なぜなら、時間の中で継起する作用があるだけであり、一方の作用が存在する場合には、他方の作用はまだ存在しないかまたはもはや存在しないかのいずれかであるからだ。/だが、契約を通じての取得という概念の超越論的演繹は、この困難を解消する。法的な外的関係においては、私が他人の選択意志を占有すること(および互いに占有し合うこと)は、他人をある所為へと規定するための根拠としては、たしかに各人が時間の中で言明した返答することによって経

験的に、占有行為(Apprehension)の感性的条件としてのみ考えることができる。その場合、両方の法的行為はつねに順次継起する。なぜなら、あの関係は(法的関係として)純粹に知性的(intellektuell)であり、立法する理性能力としての意志によって、あの可想的・叡知的占有 possessio noumenonは、自由概念に従って、経験的條件を捨象して私のものとあなたのものとして表象されるからだ。その場合、約束(Versprechen)と受諾(Annehmung)という両方の作用は、順次継起するものとしてではなく、ただ一つの「共同の(gemeinsam)」意志に由来するものとして表象され(それは「同時に」ということばで表現される)、さらに約束の対象 promissumは、純粹実践理性の法則に従って経験的條件を捨象することによって取得されたものと表象される。

#### 4-2. 法的関係の無時間性と市民社会秩序の現状維持的性質

「経験的占有」と「可想的・法的占有」との相違に見られるように、カントの法概念は経験的條件を捨象して成り立つ規範性を特徴としている。それは理論哲学における「経験的性格」と「可想的性格」の相違に実践哲学の面に対応している。この規範性概念は、1) 個別状況を超えて人格の権利を保護する法の普遍妥当性(それは内的・生得的権利としての自由・平等、および「人間性」を前提とした人格の自己所有論の批判につながる)、2) 一方的意志ではなく、共同性による市民社会秩序の根拠づけ(それは労働所有論および植民地主義の批判につながる)によって特徴づけられる。

他方、法的関係が「無時間性」を随伴することが、市民社会秩序(「公民的状态」)の中心要素を占めることから、カントは既存の秩序が強制手段をもともなって現状維持的性質を帯びることに着目する。すでに所有権論において、物件を所持せずそこから離れていてもなお「私のものとあなたのもの」が保障されているとする「可想的占有」の概念において、身体と結びついた「経験的占有」の偶然性・不安定性を取り除き、所有秩序を固定化・安定化させる意図を読みとることができる。また公法論においても、とりわけ革命権の否定においてこの現状維持的性質が顕著に示される。しかしここではその点には立ち入らず、私法論に踏みとどまり、市民

社会秩序の現状維持的性質を、「観念的取得」（時効取得）および「法廷における主観的取得」（贈与・貸与・返還請求）に即して検討しておきたい。

### 観念的取得

「選択意志の外的対象の観念的取得（ideale Erwerbung）」とは、§ 32において述べられているように、「時間における因果性を含まず、単なる純粹理性の理念を根底にもつ取得」である。取得が「時間における因果性を含まないとは、それが「経験的」根拠をもたないということである。これは主体が、1）「いまだ存在しない」（存在するという可能性を想定することができるにすぎない）他の人から取得する場合、2）他の人が「存在しなくなった」ことによって取得する場合、3）他の人が「もう存在しない」場合の取得に区分され、それぞれ1）「時効取得」、2）「相続」、3）「死後の名声」である。これらはいずれも「公法的状态においてのみ効力をもつが、その根拠は公法的状态の法規（Constitution）または選択意志による規約だけにあるのではなく、アプリアリに自然状態にも基づいており、[...] 後に公民的体制において法律を制定することが求められる」とされる。観念的取得とは、契約の一方の当事者であるはずの人が存在しない、または存在しないと見なされるために、実質的には自然状態における根源的・暫定的取得である。しかしこれが公民的状態における契約から派生する、確定的取得であると見なされるのである。

三種類の観念的取得のうち、特に時効取得（Ersitzung）においては、時間的に先行する一方の当事者（本来の所有者）を度外視して、他方の当事者（善意の占有者）を含む市民社会秩序の現状を維持するという意図が強く働いている。§ 33においては次のように述べられている。

私は他の人の所有物を、長期の占有 *usucapio* によって取得する。それは他の人の承諾を前提することが容認されるからでも、他の人が抗弁しないためにその人が物件を放棄したと想定しうるからでもなく、たとえこの物件に対し真の所有者として要求する人がいたとしても、単に長期の占有によってこの人を「所有権から」排除し、[物件における] 以前の状態を無視し、それどころか、所有者が現実において権利を要求していることがのちに分かったとしても、私が占有する間はまるでその人は

単なる思想上の事物であったかのように振る舞うことが容認されるからである。——この取得を時効消滅（*Verjährung*）と呼ぶのは適切ではない。というのは、排除は取得によって生じる結果にほかならないからだ。あくまでも取得が「排除に」先行するのだからなければならない。

元来の所有者の立場からは、消滅時効は記述概念としては、「現状」の占有状態によって自身の所有権を失うことである。しかしこれは規範概念をも含み、それは、「ある外的物件を自分のものとして[それに対して] 恒常的な占有作用を行使しない者は、（占有者として）もはや実在しないと見なすこと」を意味する。つまり、「占有は持続的な法的作用なくして中断されずに存続するというのではない。——したがって、法的でなおかつ持続的に保持され登記された占有作用によってのみ、彼は長期にわたって使用していないとしても、自分のものを守ることができるのである」。

もちろん、市民社会秩序の安定性は「現状維持」だけを意味するのではない。むしろ時効取得は、次の文に見られるように、確定的な取得を可能にすること、すなわち所有権の確定した公民的状態を設立するという目的を含んでいる。

この占有作用を怠ったとしても、他の人が法にかなった善意の占有 *possessio bona fidei* に基づいて正当かつ安定した占有を打ち立て、彼の占有状態の下にある物件を、彼が取得したものと見なすことができずれば、そもそもいかなる取得も確定的な（*peremptorisch, gesichert*）ものとはならず、すべての取得は暫定的な（*provisorisch, einstweilig*）ものにとどまるであろう。

しかしその後続く理由説明においては、カントは一方では、時間的先行状態を捨象した公民的・法的状態の規範性を擁護しながら、他方では、権利に伴う義務（登記）を怠った古い権利者の「権利」に対し、新しく登場した「善意の」占有者の継続的占有作用という「事実状態」に優位を与えている。

なぜなら、歴史記録は最初の占有者をつきとめ、その最初の取得作用にまでさかのぼることはできないからだ。——時効取得はある推定の上に成り立っているが、その推定は単なる合法的な（*rechtmäßig, 容認された erlaubt, iusta*）憶測（*Vermutung*）にとどまらず、法的な（*rechtlich*）前提（*Voraussetzung*）であって、強制法則（*Zwangsgesetz*）に従う。その推定とは、「占有

作用を登記することを怠った者は、それまでの占有者であることの要求を失っている」というものである。その際、懈怠の期間（それを一定期間とすることはできないし許容されもしない）はこの不履行を確定するために引き合いに出されるにすぎない。だが、それまで「善意の占有者に」知られていなかった占有者が、（たとえ自分の責ではないとしても）占有作用を中断しているにもかかわらず、いつでも物件の返還を請求できるとすれば、それは法的実践理性の公理に矛盾することになる。

ここで生じる所有権の変更は、純粹に観念的な権利上の問題ではなく、理性的なものと経験的なもの、公民的状态と自然状態を交錯させて初めて論理的に成り立つ。つまり、客観的に見れば横領、窃盗と見なす事柄を、自然状態における一方的な意志に基づく（それが「善意」すなわち旧所有者の存在を「知らない」状態でなされたとしても）根源的取得という主観的側面を優先させうえて、しかもそこに公民的状态における（暗黙の）同意をも読み込んでいる。公民的・法的状態が普遍妥当性、共同性といった規範性をもつだけでなく、同時に現状維持的性質を伴うのは、この時効取得の例に見られるように、経験的事実状態の法的正当化が試みられるためである。

### 法廷における主観的取得

カントは正義概念の分類を自然状態および公民的・法的状態に当てはめることによって、公民的・法的状態の規範性をより明確化しようとしている。「公的裁判権の評決によって主観的に条件づけられた取得について」と題された章（§ 36 - § 40）は、権利と義務の帰趨に関し、自然状態において（私人間の関係として）判断される場合と、公民的状态において、とりわけ法廷において判定される場合とで異なるケースが分析されている。法廷の判定基準はもっぱら、当事者間で明白に認識することのできる「事実状態」である。§ 36 では次のように述べられている。

自然法の下で単に各人の理性によってアプリアリに認識される、規約に基づかない法だけを理解するならば、人格相互の交易において妥当する正義（交換の正義 *iustitia commutativa*）だけでなく、分配の正義 *iustitia distributiva* もまた同様に自然法に属していることになる。それらはともに、自身の評決 *sententia* を

下さなければならないという、アプリアリな法則に従って認識することができる。[...] ここで問題となるのは、何が「それ自身正しい」か（*was ist an sich recht*）、すなわちいかに各人がこの点に関してそれ自身として判断すべきであるか、ではなく、何が「法廷を前にして正当である」か（*was ist vor einem Gerichtshofe recht*）、すなわち何が「法に適っている」か（*was ist Rechtens*）であり、[自然法と裁判の評決] 両方の判断が異なるにもかかわらず、両立しうるケースが四つある。なぜならこれらの判断は二つの異なる、しかもともに真の観点から下されているからである。すなわち一方は私法に従って、他方は公法の理念に従って下されている。——それらは、1) 贈与契約、2) 貸与契約、3) 返還請求、4) 誓約、である。

このうち贈与契約、貸与契約、返還請求においては、事実状態を市民社会秩序と見なす傾向が顕著に表れている。まず、贈与契約（§ 37）においては、私人同士の約束の履行が、場合によっては法的に強制されるケースがありうる。

この契約によって私は自分のものを無償で譲渡する。この契約は贈与者である私と、被贈与者である他の人との私法に従う関係を含んでおり、私のものは他の人へ、その人の受諾によって移譲される。——ここで私は約束を守ることを強制されたり、理由もなく私の自由を放棄するよう強制されたりするのではない。しかしこの強制が公民的状态における法によって起こる場合がある。贈与の受け手が私に約束の履行を強制するというケースがありうるのだ。裁判官、公法を前にした場合、贈与者がこの強制を承諾するとすればそれは不合理なことである。むしろ、法廷は自身の評決において、贈与者が約束を放棄する自由を留保しようとするか否かを問うのではなく、一方における約束と、他方における約束の受け手の受諾という確実な事実にのみ考慮を払う。したがって約束者が約束の履行の前に約束したことを後悔し、約束を履行するよう拘束はされないであろうと考えたとしても、裁判官は、そうであるならば約束者は明白に留保を表明しなければならず、そうしていないならば、約束の履行を強制することは可能であると想定する。法廷がこのような原理を想定するのは、そうでなければ判決を下すことが非常に困難となり、それどころか不可能となるかもしれないからだ。

次に貸与契約（§ 38）においては、法廷は、特別な契約が存在しない限り、借り手ではなく、貸し手

の方が貸与物の破損の責任を負うと判断する。

この契約によって私は誰かに、私のものの無償の使用を許可する。それが物件である場合、両方の契約当事者は、後者が同一の物件を私に返却することに同意しているならば、貸与物の借り手は、所有者が、物件が消失したり、物件の有用な性質が消失したりするという、物件を受け手の占有状態の下においたために生じるかもしれない危険をすべて自分で担うということを、同時に想定することができるわけではない。というのは、所有者が貸与物の受け手に対して承諾した物件の使用のほかに、自分自身で保管するのではないことから生じるあらゆる損害に対する保証をも容認したということは、自明なことではなく、そのためには特別な契約が結ばなければならないからだ。したがって問題は、貸与物の貸し手と貸与物の借り手のいずれに、物件に生じる危険を引き受ける条件を、貸与契約に明確に追加する義務があるのか、それとも、それがなされていないならば、貸し手の所有物の保証責任（同一物の返却によるかまたは同等物の返却による）が誰にあると推定（*präsumiren*）すべきであるか、ということである。貸し手にあるではないことは明白である。なぜなら、貸し手は物件の使用以上のことを承諾したのではない（すなわち所有物そのものの保証を引き受けたのではない）からである。[…]／例えば、降雨の際、ある家に入って外套を借りたとする。ところが窓から期せずして色のついた物質が流出し、外套に落ちない汚れが付着したとしよう。または別の家で、借りた外套を盗まれたとしよう。その場合、汚れた外套をそのまま返却する、または盗難を申し出るだけで十分だ、と云えば、だれにも不合理な主張だと思われるであろう。いずれにせよ、この損失に関して、権利に基づいて何も主張することのできない所有者に同情を寄せるのが礼儀というものであろう。——ところが逆に、借物を懇願した際、私が貧しく、損害を賠償する余裕がないために、物件を破損する危険を引き受けるよう同時に懇願している場合には事情は異なる。これが不要なことであるとは誰も思わないであろう。もしも貸し手が裕福であることが広く知られているとすれば、私の過失を寛大に許すことがなければ、それは逆に侮辱に近いものとなるであろう。／貸与契約による私のものとあなたのものに関しては、物件が被る可能性のある破損について取り決めがない場合、承諾が推定されるものにすぎないために不確実な契約であり、だれが破損の危険を引き受けるかということの判断・決定は契約そのものの条

件からは下すことはできず、この決定は、契約における確実なもの（ここでは所有権の意味での物件の占有）だけを見る法廷を前にしてのみ下すことができる。そのため、自然状態における、すなわち事物の内的状態に即した判断では、貸与物の賠償責任は借り手にあるということになり、これに対し、公民的状态における、すなわち法廷の前での判断では、評決は、賠償責任は貸し手にあるということになる。後者の判断は単なる健全な理性による評決とは異なる理由による。公的裁判官は、一方または他方の当事者が考えたであろうことの推定（*Präsumtion*）を容認することはできず、貸与物への損害を前にして、特別な追加契約によって「貸与するかどうかの」自由を留保することをしなかった人「貸し手」こそが、損害を引き受けなければならない、と判断する。——したがって、裁判官が下さなければならない判断と、各人の私的理性（*Privatvernunft*）が各々下すことが許される判断との間の相違は、法の判定を訂正する際の一つの盲点である。

次に遺失物の返還請求（§ 39）においては、法廷は、時効取得の場合と同じように善意の取得者の現状を優先する。ここでは特に、遺失物の元の所有者、遺失物取得者、新たな取得者のうち、新たな取得者が善意であり、「形式」上、正当な取引を経て取得したのであれば、法廷では、遺失物を市場に回収させるに至った時間的経緯が問われることはなくなるとされる。単に市民社会秩序を確立し維持するという規範的要求だけではなく、市場取引を円滑化するというプラグマティックな動機が背景にあることは明白である。

[…] 誰かの遺失物が善意の *bona fide* 他人によって拾得物として、または所有者として振る舞う占有者からの形式に適った譲渡によって、私の手もとに届いたとしよう。すると、私は所有者でない者から物件を取得することはできないのだから、私は自称所有者によってこの物件における権利から排除されているのではないか、そして私にはこの非合法的な占有者に対してただ対人権だけが残されていることになるのではないか、と問うことができる。——取得が内的に正当な根拠だけに従って（自然状態において）判定され、法廷の便宜に従って判定されるのではない場合には、このことは正しい。／[…] 取得の合法性はもっぱら、他人の占有状態の下にあるものが、私に移譲され、私によって受諾される形式に基づいて判断される。つまり、物件の占有者と取得



者との間で行われる取引の法的作用が、形式に適っているかどうか、によってである。[…] 私は彼から何も盗んだわけではなく、例えば市場に出まわっている馬を、法規に従って入手したのである。なぜなら取得の権原は私の側では疑うことはできず、私は（買い手として）他の人の占有の権原を確認するよう拘束されることはなく、それどころかそうする権限すら与えられていないからだ。——この確認作業は無限に遡らなければならないであろう——したがって私は、権原の備わる適切な売買によって（durch den gehörig-betitelten Kauf）、誤認に基づく（putativ）馬の所有者となつたのではなく、真の所有者となつたのである。／このことに対しては以下のような法根拠が提出される。物件の所有者ではない者によるあらゆる取得は無意味である。私が他の人にとっての彼のものを私のものとするができるのは、彼自身が合法的に取得していた場合においてのみである。そして、取得の形式に関して言えば、私は完全に法に則して振る舞っていたとしても、私が市場にでまわっている、しかし盗まれた馬を購入したのだとすれば、取得の権原は欠落していることになる。というのは、この馬は本来の売り手の所有物ではなかったからである。私は善意の（ehrlich）占有者 possessor bona fidei であるかもしれないが、それにもかかわらず、私は誤認に基づく所有者 dominus putativus であるにすぎず、真の所有者は返還請求（Wiedererlangung）の権利 rem suam vindicandi をもつのである。／（自然状態において）人と人との間で取引の正義（Gerechtigkeit der Verkehr, iustitia commutativa）の原理に従って外的物件の取得を行う場合、何がそれ自身正当であるか、と問うならば、人は次のことを認めなければならない。すなわち、この取得を意図している者は、取得しようとしている物件が、すでに他の人に属してはいないか、ということ調査しなければならない。すなわち、他の人のものである物件を自分のものとするための形式条件に従っている（市場で馬をきちんとした手続きを踏まえて購入した）としても、（売り手である）他の人が物件の真の所有者であるのか否かが分からないうちは、彼はせいぜい、物件に関する対人権（物への権利 ius ad rem）を取得したと言いうるにすぎない。したがって、当該物件における先行する所有権を登記している人物が現れたならば、新しい所有者を自認する者には、善意の占有者としてこれまで物件から得てきた利益を、この「真の所有者が現れた」瞬間まで合法的に享受してきたというこ

と以外には残されていない。——さてそこで、今現在誤認に基づく所有者となっている者に至るまでの、権利を受け継いできた人びとの系列において、端的に最初の所有者（根源の所有者 Stammeigentümer）を見つけ出すことは、ほとんど不可能である。したがって、[そのように「根源の所有者」を見つけだそうとする手順を踏む限り] 外的物件の取引は、この種の正義（交換の正義 iustitia commutativa）の形式条件に合致していたとしても、確実な取得を保障することはできない。

カントは § 39 末尾において、交換の正義を自然状態（すなわち私人間の倫理的関係）に、分配の正義を公民的状态（すなわち樹立された共通の政府の下での権利義務関係）に、それぞれ割り振ることで、これまで見てきたような事柄における、私人間の判断と法廷の評決との違いを浮き彫りにしようとしている。

ここでまたしても、法的に立法する理性が、分配の正義（distributive Gerechtigkeit）の原則を伴って登場する。これは、占有の合法性を、各人の私的意志との関連において（自然状態において）それ自身としていかに判定されるか、ではなく、法廷を前にして、普遍的な統合された意志を通じて生じた状態において（公民的状态において）いかに判定されるか、ということに従って、規準として想定するものである。ここでは、それ自身としては対人権を根拠づけるにすぎない取得の形式条件と合致していることが、実質的根拠（それは先行する所有者であったことを要求する者の所有権を移転することを根拠づける）の代わりとして十分であると要求される。そして、それ自身としては対人権であるものが、法廷にかけられて（vor einen Gerichtshof gezogen）物権として妥当するようになるのである。例えば、警察が管轄する法規（Polizeigesetz）によって秩序づけられた公的な市場において出回っている馬は、売買のあらゆる規則が遵守されているならば、私の所有物となりうる（とはいえ真の所有者には、以前からの消滅することのない占有を売り手に対して要求する権利が残されている）。そして、私の、そうでなければ対人権であるものは物権へと変更され、それに従って私は私のものを、私がそれを見つけ出した場所で受け取る（返還請求する vindicieren）ことができる。その際、私は売り手がいかにして売買に至ったかに掛かり合う必要はない。／法廷を前にして法の評決のために起こることは、物件に関する権利は（対人権として）「いかにそれ自身としてあるか」ではな

く、(物権として)「いかに容易かつ確実に判定されるか」ということに従って、しかもアプリアリかつ純粋な原理に即して、想定され、また扱われる、ということである。——このことに基づいて、さまざまな規約的な法則(規程 *Verordnung*)が制定される。これは主として、取得様式に法的効力をもたせる諸条件を打ち立て、裁判官が各人に各人のものを、最も容易にかつ最も疑念の余地なく帰属させることができるようにすることを意図している。例えば、「売買は賃貸を破る」、という命題においては、契約の自然本性に従えば、すなわちそれ自身として見れば、物権であるもの(賃貸)が、対人権として妥当するものであり、逆に今のケースでは、単なる対人権であるものが、物権として妥当するのである。以上は、公民的状态において法廷はいかなる原理に依拠して、各人に帰属する権利に関する評決において、最も確実に事を運ぶことができるか、ということが問われている場合の対処の仕方である。

## まとめ

ここまで議論してきたことを振り返ってみたい。本稿ではまず、ケアスティングのカント法論研究を参照し、カントにおいて法(法の法則)が行為の「動機」を規定するものではないされる一方で、それが道徳的人格性を前提とする点において、批判期以降の実践哲学を基礎部分としているという見解、および、私法論を初めとしてカント法論が実践哲学と理論哲学の双方にわたり、批判哲学の根幹部分から理論的支柱を得ているという見解を確認した。

これに続いて、その理論的支柱の具体的内容として、『純粋理性批判』に即して、空間・時間の制約条件の中での認識対象となる「経験的性格」と、認識対象とはならないが対象および経験的性格の根拠として想定しうる「可想的性格」との対比を検討した。その認識論の枠組みを人間研究に適用したものと、人間の思考と行為の経験的観察データの集積からなる「経験的人間学」と、認識能力・欲求能力の分析に基づく、帰責可能性としての自由な意志決定(人間の「可想的性格」)の可能性を示唆する「超越論的人間学」の観点を提起した。

次に、実践哲学とりわけ政治哲学における近年の「規範秩序」研究の成果を参照し、そこで「規範性」の概念が既存秩序の正当化および批判の立脚点

として用いられ、なおかつその際、公共的言論空間としての「正当化の空間」が「可想的空間」としてとらえられていることから、カントの「可想的なもの」の概念が権力関係、法政治秩序における事実性と観念性の緊張をはらんだ関係において理論的背景をなしていることを確認した。

そのうえで、理論哲学において解明された可想的性格と経験的性格との関連性が、『法論』における中心概念の一つである「占有(*Besitz*)」の概念においていかに適用されているかを検討した。「可想的性格」と「経験的性格」の理論構成が「可想的占有」と「経験的占有」として「適用」されているというのは、単なる外形上、形式上の類似点とも見えなくはない。しかし「経験的性格」が「可想的性格」の「感性的表徴(*sinnliches Zeichen*)」とされているのと同様に、「経験的占有」は「可想的占有」の「外的表徴(*äußeres Zeichen*)」とされている。例えば土地「そのもの」(実体)の可想的占有は、土地への加工の対象となるさまざまな「偶有性」(すなわち占有の「表徴」)によって根拠づけることはできない。この論点はカント所有権論の要であった。またそもそも「性格」論自体、帰責可能性としての自由の理論的解明の一環であったと理解することができ、その意味において、占有論は「性格」論の実践哲学における具体的展開であったと言うこともできるかもしれない。さらに『法論』における占有論は、土地や財産を初めとする人間の生存基盤を扱う点において、また、時効取得、贈与・貸与契約等、市民社会秩序の(見落とされやすい)法哲学的論点を扱う点において、普遍的道徳法則に関する『人倫の形而上学の基礎づけ』および『実践理性批判』における議論にくらべても具体性を増しており、またその基調に人格の自由・平等があることから、道徳法則の具体化であるとも言えることができる。「法的公理(*das rechtliche Postulat*)」(「外的なもの(使用可能なもの)が誰かにとって自分のもの(*das Seine von irgend jemanden*)となりうるように、他の人に対して振る舞うことは法義務である」)は、その端的な表現である。

そうした理論的背景のもと、本稿では1)法の「規範性」を普遍妥当性および共同性に見だし、かつ2)公民的・法的状態が市民社会秩序の現状維持的性質を伴うことを指摘した。この第一点目(普

遍妥当性・共同性)は市民社会における人格の自由と平等を、個別状況に関わらずつねに確実に、かつ一方的意志に基づかず立法の理念に従って、権利として保障することを意味する。カント自身による具体的な法・政治哲学的主張としては、自己所有論の否定、労働所有論および植民地主義の批判がここから導きだされる。また本稿では扱うことはできなかったが、この論点は公法論において、封建的な既得権益を否定する国家体制の根拠ともなりうる。第二点目は、既存の公法秩序の外側で、またはこれに外形上従う取引によって、善意によって (bona fide) 成立した事実状態を、公法の状態として見なすこと、または私法上の権利義務関係に対して優先させることを含む。したがって、既存秩序を規範性に適うものとして正当化するという側面が、経験的偶然性を排して権利を確実に保障するという側面と共存しているのが、以上見てきたカントの所説の重要な特徴であると言えるだろう。このことは、革命権否定の論理に見られるように、啓蒙専政主義にも近い、やや保守的な性格をカントの法・政治哲学に与えてもいる。

認識論ないしは科学方法論においても、カントは経験的方法に対して、「経験における非・経験知覚的要素 (die nichtempirischen Elemente der Erfahrung)」を前面に打ち出した点に特徴が認められる<sup>7)</sup>。同じことは実践哲学にも当てはまるが、ここでは、特にロック的労働所有論への批判においてカントが、法的関係(所有権)を、人格と物件との間の、前者の一方的な意志に基づく直接的関係としてではなく、「自由」から「演繹」される、共同の意志を介した人格と物件との間接的な「可想的」「知性的」関係として想定していることをあらためて指摘しておきたい。市民社会秩序に関しては、カントは自然状態(私人間の暫定的関係)と公民的状态(公法を介した確定的な人格間関係)の錯綜とした関係を、時効取得、贈与契約、貸与契約、遺失物の返還請求等の事例に即して解き明かしている。これらのいずれにおいても、法の規範性が、時間的制約条件を度外視して成り立つものと考えられているが、それは、市民社会秩序が実践理性(法的公理)に基づくものであると同時に、既存秩序の維持にも役立つということ、つまりカントの市民社会論が規範性(正当性)と実用性の両面を視野におさめてい

ることを意味している。

#### 注

- 1) 次の箇所も参照。「外的な私のものとあなたのものは、それが『実体』であるかぎり、その法概念は、『私の外』という語に関しては、私がいるところ以外の場所 (ein anderer Ort, als wo ich bin) を意味するのではない。というのは、法概念は理性概念 (Vernunftbegriff) であるからである。理性概念には純粹悟性概念を包摂することができるため、単に何か私から『区別されるもの (etwas von mir Unterschiedenes)』を、そして (いわば持続的な占有 (Apprehension) である) 経験的占有の概念ではなく、外的対象を『私の勢力のもとにおくこと (das in meiner Gewalt-haben)』(対象を使用するための主観的条件として対象を私と結びつけること) を意味する。この概念は純粹悟性概念である。」 (§ 17)
- 2) 実在定義 (Realdefinition) (実在説明 Realerklärung) とは、事物の「名前」だけではなく、「対象」が認識され、概念を適用しうりようにする概念定義である。この定義によって、概念だけではなく、概念の「客観的実在性」が明らかにされる。数学的説明 (例えば円の定義: 「一点から一定の距離にある点の集合」) は概念に即して対象を直観において表示するものであり、実在定義・実在説明に当たる。Vgl. Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, A 241f., Anm.
- 3) これに続く箇所でもカントは「生得的な共同占有」の理念を「可想的占有」の前提条件として想定し、その理念の下での「私的占有」および「私的利用」の権利こそが「可想的占有」の具体的内容であるとしている。「そのように考えるなら、例えば区分けした土地を占有することは私的選択意志の行為であるが、独断専行で行なうわけではない。占有者は地表面の生得的な共同占有 (Gemeinbesitz) および、これにアプリアリに対応する、その地表面上で容認される私的占有 (Privatbesitz) という普遍意志の上に立脚している。(なぜなら空いている (ledig) 物件はそれ自身、法則に従って無主物とされるであろうから。) そして占有者は、他の、彼の私的占有を妨げようとする各人に『正当に』 iure 対抗することによって、最初の占有行為 (die erste Besetzung) を通じて根源的に (ursprünglich) 特定の土地を取得する (erwerben)。とはいえ、自然状態においては『法によって』 de iure ではない。なぜなら、自然状態においては公法 (öffentliches Gesetz) がまだ存在しないからだ。/土地が自由である、つまり万人が使用できるよう開放されていると見なされる、あるいはそのように説明されたとし

ても、だからといって、その土地が自然的かつ根源的に、あらゆる法的行為に先立って、自由であると言うことはできない。というのは、これ「万人による土地の自由な使用」もまた物件への、すなわち万人の占有を拒否するとされる土地への、一つの関係であるからだ。むしろ、土地のこの自由は、万人に対してこの土地の利用を禁止することであるだろうから、そのためには土地の共同の占有が要求される。そしてこれは契約なしでは生じえない。だが契約によってのみ自由となりうる土地は、実際、相互に土地の使用を断念する、または中断する（相互に結びついた）人びとすべての占有状態にあるのでなければならない。」また、それに続く補足箇所でもカントは次のように述べている。「土地およびその上にある物件のこの根源的共有体 (die *ursprüngliche Gemeinschaft des Bodens, communio fundi originaria*) は、客観的な (法的・実践的) 実在性を有する一つの理念であり、原始的共有体 (die *uranfängliche [Gemeinschaft], communio primaeva*) からは区別される。後者は作りごとにすぎない。なぜなら、原始的共有体は設立された (gestiftet) [歴史的に実在したと見なされる] 共有体であり、契約から発生し、すべての人びとが私的占有を断念し、各人は、自分の占有分を各人の占有分と統合することによって、私的占有を共同占有に変えたものであり、歴史がそのことの証拠を与えなければならないからである。しかしそのような手順を根源的に占有すること (ursprüngliche Besitznehmung) と見なし、かつその上に各人の特殊な [私的] 占有を打ち立てることができ、またそうすべきであるということは矛盾である。」

- 4) 「勢力のもとにおくこと (in jemandes Gewalt zu haben)」の詳しい規定は § 15 補足部分の以下の記述を参照。「土地を占有することの権限はどこまで伸びるのであろうか。それを自分の勢力のもとにおくこと (in seiner Gewalt zu haben) ができるかぎりにおいてである。すなわち占有者が領得し (zueignen) ようとし、この土地を防衛しうるかぎりにおいてである。これを譬えるなら、『君たちが私を防衛することができないならば、君たちは私に命じることはできない』と、土地が語っているようなものである。このことから、公海 (das freie Meer) と領海 [閉鎖された海 (das verschlossene Meer)] をめぐる争いは解決されるにちがいない。たとえば、大砲が到達しうる範囲内では、特定の国に帰属する陸地の海岸で漁をしたり、海底から琥珀をとったりすることは許されない。」
- 5) § 7 の末尾においてカントは可想的占有の可能性を理論哲学における「二律背反」の枠組みを用いて証明している。「外的な私のものとあなたのものの概

念における、法的実践理性の批判のためには、この理性は本来、そのような占有の可能性に関する命題の二律背反を通じて、すなわち、不可避の弁証論を通じて、定立と反定立の両方が互に対立する条件の妥当性をそれぞれ要求することによって、理性は (法・権利に関する) 実践的使用においても、現象としての占有と、単に悟性によって考える占有との間で、区別をせざるをえなくなる。命題；外的なものを私のものとしてもつことは、それを占有状態においていなくても、可能である。反命題；外的なものを私のものとしてもつことは、それを占有状態においていない場合には、可能ではない。解決；いずれの命題も、前者は純粹に可想的・叡知的な占有 *possessio noumenon* を、後者は経験的占有 (現象における占有 *possessio phaenomenon*) を念頭におく場合に、真である。——だが可想的占有の可能性、したがってまた外的な私のものとあなたのものの可能性は、洞察される (einsehen lassen) のではなく、実践理性の公理から導き出される (gefolgert werden) のでなければならない。そこでとりわけ注目すべきことは、実践理性は直観なくして、アプリアリな直観すら必要とせず、経験的諸条件を度外視することを自由の法則によって正当化されることを通じて、自身を拡張し、したがってアプリアリな総合的法命題を打ち立てることができる、ということである。その命題の証明は実践的見地から分析的に行われる。」

- 6) Vgl. Takahiro Kirihara, *Verbindung freier Personen. Zum Begriff der Gemeinschaft bei Kant und Scheler*, Verlag Königshausen & Neumann 2009, Kap. 3. なおこの箇所についてカントは「外的な私のものとあなたのものの取得」を「関係」のカテゴリーに基づいて区分している。「1) 実質 (客体) に関しては、私は有体的物件 (実体)、または他人の [仕事の] 履行 (因果性)、またはこの他人の人格そのもの、すなわち人格の状態を取得する。それは、私がこの状態を意のままにする権利 (他人の人格との共同性 *Commercium*) を取得する。2) 形式 (取得様式) に関しては、外的な私のものとあなたのものは、物権 (Sachenrecht)、または対人権 (persönliches Recht)、または他の人格を物権として [物件のように] (使用するのではないにせよ) 占有することの、物的・人格的権利である。3) 取得の権利の根拠に関しては、これは本来、法・権利の特殊な区分の要素ではないが、使用様式の要素ではある。一面的意志、または相互的意志、または全面的な意志があり、それによって外的なものが取得される。」
- 7) C. F. v. Weizsäcker, *Die Tragweite der Wissenschaft*, S. 291.